

亀阜放課後児童クラブ外12施設における
冷暖房機器サービス提供業務仕様書

I 仕様書概要説明

1 目的

本仕様書は、亀阜放課後児童クラブ外12施設における冷暖房機器サービス提供業務に関し、高松市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）との間に、基本的事項を定めるものとする。

2 業務の内容

(1) 冷暖房機器の整備

3 (1) 記載の放課後児童クラブにおいて既存の冷暖房機器に代わるべき新たな冷暖房機器を以下のとおり整備するものとする。

ア 既設の冷暖房機器の撤去（当該設備の適法な廃棄処理を含む。）。

イ 新たな冷暖房機器の設置（設置の際に必要な場合は天井改修等を含む）

(2) 設置した冷暖房機器（以下、「対象機器」という。）の保守管理

保守点検、維持管理等の保守及び管理一式

なお、対象機器に備えるべき技術的要件は、「Ⅱ 対象機器に備えるべき技術的要件」に、保守点検、維持管理等の要件は、「Ⅲ 対象機器の保守点検等に係る技術的要件」に記載のとおりとする。点検の結果、修理が必要なことが判明した場合及び対象機器に故障や不具合等が生じた場合は、乙は、甲の請求により技術員を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 対象機器の詳細及び設置場所

(1) 対象機器の詳細

対象機器の詳細については、別添1「機器等仕様書」のとおりである。対象機器の配置及び数量については、「Ⅱ 対象機器に備えるべき技術的要件」を満たすためであれば、可能な限り変更・追加しても差し支えない。

現在（令和7年9月末時点）、亀阜放課後児童クラブ外12施設に設置している冷暖房機器は、別紙「冷暖房機器の改修前図」のとおりである。

(2) 対象機器設置場所

施設名	建物種別	所在地
亀阜放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市亀岡町10-1
亀阜放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
中央放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市松縄町1138
中央放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
木太南放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市木太町1530-1
木太南放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
古高松放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市高松町398
古高松放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
円座放課後児童クラブ第3教室	プレハブ	高松市円座町1630-2
円座放課後児童クラブ第4教室	プレハブ	同上

多肥放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市多肥上町902-2
多肥放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
多肥放課後児童クラブ第3教室	プレハブ	同上
十河放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市十川西町366-5
十河放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
林放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市林町1108-1
林放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
屋島東放課後児童クラブ	プレハブ	高松市屋島東町942-1
国分寺北部放課後児童クラブ第1教室	プレハブ	高松市国分寺町新居1890-1
国分寺北部放課後児童クラブ第2教室	プレハブ	同上
国分寺南部放課後児童クラブ第3教室	プレハブ	高松市国分寺町福家甲2998-3
牟礼放課後児童クラブ	プレハブ	高松市牟礼町大町1560
牟礼南放課後児童クラブ	プレハブ	高松市牟礼町大町1115-1

計13施設23教室

4 サービス提供期間等

(1) サービス提供期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

(2) 対象機器の設置期限

令和8年3月21日（設置後10日以内に甲が検収する）

(3) 契約期間終了後について

本契約が契約期間の満了により終了した場合、対象機器の所有権は乙から甲に移転するものとする。

5 契約代金の支払方法

毎月完了払

6 留意事項

(1) 冷暖房機器の整備に係る留意事項

ア 空調機器は、日本国内メーカーの機器を選定すること。

イ 空調機器メーカーは、原則、統一したものとする。

ウ グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定のあるものについては、原則、適合品とすること。

エ 原則、既存のガス管、冷媒管（使用するために必要となるケーブル等を含む。）及び室外機フェンス等は流用すること。ただし、劣化等により新たに設置する必要があるもの及び流用が望ましくないと判断されるものについては、この限りでない。

(2) 冷暖房機器の設置等に係る留意事項

ア 納入及び設置に係るスケジュールは、事前に甲と協議すること。

イ 冷暖房機器の搬入、据付け並びに調整及び既存冷暖房機器の撤去に要する費用は、乙の負担とする。

ウ 搬入及び据付けにおいて発生した廃棄物は、乙が持ち帰り適正に処分すること。

エ 冷暖房機器の設置に係る作業計画は、原則、学校行事等や放課後児童クラブの開室時間を考慮したものとする。ただし、開室時間外に作業する必要がある場合は甲と協議すること。

(参考：放課後児童クラブ開室時間)

平日：午前 11 時 30 分～午後 6 時 30 分

土曜日及び長期休暇：午前 8 時～午後 6 時 30 分

オ 冷暖房機器設置に当たり加工する建材にアスベストを含む場合は、アスベスト対策を行い、適切に処分し、関係機関に報告をすること。

カ 建物、機器、備品等を損傷することのないよう十分に注意し、損傷した場合は、乙の責任において補修し、復旧し、又は代替品を調達すること。また、業務に支障を生じることがないように、速やかに対応すること。特に学校敷地内であることから車両の乗入れ及び作業等を行う際は、周辺環境及び第三者の安全に十分配慮し、最大限の注意をもって実施すること。

Ⅱ 対象機器に備えるべき技術的要件

対象機器に備えるべき技術的要件は、別添 1「冷暖房機器仕様書」に記載のとおりとする。

Ⅲ 対象機器の保守点検等に係る技術的要件

対象機器の維持管理、保守点検等に係る技術的要件は、別添 2「冷暖房機器保守管理仕様書」に記載のとおりとする。

対象機器に故障、不具合等が発生した場合は、乙の技術員又は乙の認めた技術員を現場に派遣して修理に着手し、甲の業務に支障を生じることのないように速やかに正常な状態に回復させること。修理費用は契約金額に含まれており、原則、修理による乙から甲への別途請求は発生しないものとする。ただし、当該修理が乙以外の者による故意又は重過失により発生したものである場合の修理費用は、甲の負担とする。

また、対象機器に関する取扱説明書を甲に提出し、操作方法等の説明を行うこと。

Ⅳ 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保について

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては就労の実態を踏まえ、完全週休 2 日制の導入や、1 日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週 40 時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週 44 時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、最低 10 日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者について

も、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

冷暖房機器仕様書

1 目標室内温湿度

	温度	湿度
夏季	26.0℃	50%
冬季	22.0℃	40%

※サービス提供期間中、常時保つことができるものであること。

2 冷暖房機器の仕様について

	仕様・性能
冷暖房機器	・日本工業規格（J I S）の規格品とする。 ・原則、空調機器メーカーは統一したものとする。 ・原則、グリーン購入法の適合品であること。 ・新品とする。 ・電気式とする。 ・リモートコントローラーは、全教室に設置すること。

3 冷暖房機器の設置について

	仕様・性能
設置	・冷暖房機器の更新及び冷暖房機器の設置に伴い必要となる受電設備・各配管配線等の改修、これらに付随する作業（空調機周辺の天井改修等）、これらに要する配送及び搬入を行うこと。 ・新たな冷暖房機器の設置に伴い不要となる既存の機器及び材料を撤去し、処分すること。処分に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）の規定に基づき、冷媒ガスを含む全てのフロンを回収し、引取証明書を甲に提出すること。 ・空調室外機及び室内機の設置方法は、機器重量を加味した上で、耐震性を十分に考慮したものとする。 ・原則、既存のガス管、冷媒配管（使用するために必要となるケーブル等を含む。）及び室外機フェンス等は流用すること。ただし、利用が不可能であるもの及び劣化等により新たに設置する必要があるものについては、この限りでない。 ・ダクトカバーについては、新設の場合は、テープ巻以外とする。 ・停電が発生する作業については、放課後児童クラブ運営及び学校運営への影響を最小限に留めるため、原則、土日祝日の作業とし、困難な場合は甲と協議する。
完了報告	・冷暖房機器の設置を完了したときは、試運転調整の上、設置完了報告書を甲に提出すること。

4 冷暖房機器の詳細

亀阜放課後児童クラブ外12施設冷暖房機器の詳細は下表のとおり。

○冷暖房機器の詳細

クラブ名	設置場所	既存 パッケージエアコン	更新 パッケージエアコン	ルームエアコン 増設※	形態	室外機フェンス	備考	アスベスト調査
亀阜	1 階	5 馬力	残置	8.0 k w	壁掛	設置+2 段置き架台（ルームエアコン用）		
	2 階	5 馬力	残置	8.0 k w	壁掛			
中央	1 階	6 馬力	8 馬力	-	天吊	既存流用		
	2 階	6 馬力	8 馬力	-	天吊			
木太南	1 階	4 馬力×2 台	4 馬力×2 台	-	天吊	既存流用		
	2 階	4 馬力×2 台	4 馬力×2 台	-	天吊			
古高松	1 階	4 馬力・4 馬力	4 馬力・4 馬力	-	天カセ+壁掛	設置（2 階天カセ分）	・既存屋根置きの室外機（2 階天カセ室外機）について、更新後は1 階設置とする。	
	2 階	5 馬力・3 馬力	5 馬力・3 馬力	-	天カセ+壁掛			
円座（南棟）	1 階	5 馬力	8 馬力	-	天吊	既存流用	・パッケージエアコンの更新に伴い、既設電源回路の許容電流が不足するため、ブレーカーを取替え、電気室等から配線を引き直すこと。 ・停電が発生する作業については、放課後児童クラブ運営及び学校運営への影響を最小限に留めるため、原則、土日祝日の作業とし、困難な場合は甲と協議する。	必要
	2 階	6 馬力	6 馬力	-	天吊			
多肥	1 階西	8 馬力	8 馬力	-	天吊	既存流用		
	1 階東	6 馬力	8 馬力	-	天吊			
	2 階東	6 馬力	8 馬力	-	天吊			
十河	1 階	5 馬力	8 馬力	-	天吊	設置：1 方向のみ	・パッケージエアコンの更新及びルームエアコンの増設に伴い、既設電源回路の許容電流が不足するため、ブレーカーを取替え、電気室等から配線を引き直すこと。 ・停電が発生する作業については、放課後児童クラブ運営及び学校運営への影響を最小限に留めるため、原則、土日祝日の作業とし、困難な場合は甲と協議する。	
	2 階	6 馬力	残置	5.6 k w	壁掛			
林	1 階	4 馬力ツイン	8 馬力ツイン	-	天カセ	既存流用		
	2 階	6 馬力	8 馬力	-	天吊			
屋島東	1 階	6 馬力	残置	5.6 k w	壁掛	設置（ルームエアコン用）		必要
国分寺北部	1 階北棟-北側	4 馬力×2 台	4 馬力×2 台（もう 1 台は残置）	-	天カセ	既存流用		
	1 階北棟-南側	3 馬力	3 馬力	-	天カセ			
	1 階南棟	8 馬力ツイン	8 馬力ツイン	-	天カセ			
国分寺南部	1 階	3 馬力	残置	5.6 k w	壁掛	不要		
牟礼	1 階	8 馬力	8 馬力	-	天カセ	既存流用		
牟礼南	1 階	8 馬力	8 馬力	-	天カセ	既存流用		

※冷暖房能力が同等以上であれば、パッケージエアコンでも構わない。

冷暖房機器保守管理仕様書

保守内容等について

	仕様
保守点検	・年2回、冷暖房の切替え前の時期に実施すること。 ・点検内容及びその結果は書面又はデータで甲に報告すること。 ・乙は、保守点検時に冷暖房機器の不備を発見し、又は当該機器の不調を予見したときは、速やかに甲に通知し、指示を受けること。
フィルター清掃	・年2回、冷暖房の切替え前の時期に実施すること。
エアコンクリーニング	・3年に1回、熱交換器、ドレン関連等の清掃を冷暖房の切替え前の時期に実施すること。
フロン関連	・フロン排出抑制法の規定に基づく、簡易点検及び定期点検の点検記録簿の作成ほか、対象機器ごとに修理や冷媒の充填・回収等の履歴を記録し、適切に保存すること。
修理	・対象機器に故障、不具合等が発生した場合は、乙は乙の技術員又は乙が指定する保守業者の技術員を現場に派遣し、速やかに修理に着手すること。正常な状態に回復することで、甲の放課後児童クラブ運営に支障が生じないようにすること。 ・修理のため現場で対応できる時間帯は、別途甲の指示がある場合を除き、原則、祝日を除く月曜日から金曜日の午前11時30分から午後6時30分（土曜日及び長期休暇は、午前8時から午後6時30分）とする。 ・故障の発生した対象機器と同等以上の冷暖房能力の機器と取替した場合についても修理したものとみなす。 ・<u>修理費用は契約金額に含まれており、原則、修理による乙から甲への別途請求は発生しないものとする。</u>ただし、当該修理が乙以外の者による故意又は重過失により発生したものである場合の修理費用は、甲の負担とする。
保守体制	・乙又は乙が指定する保守業者は、高松市内に保守拠点を有すること。 ・乙は、契約締結後速やかに、保守体制一覧表及び保守依頼手順書を甲に提出すること。なお、保守対応を乙以外の者が行う場合は、あらかじめ書面により甲に提出し、その承認を受けること。